

○東京藝術大学における労働安全衛生の資格取得に関する要項

〔平成17年4月1日〕
学 長 裁 定

最近改正 平成25年10月24日

第1 学長は、必要に応じて、東京藝術大学有害作業場における作業責任者の業務等に関する要項（以下「作業責任者に関する要項」という。）で定める資格のほか、衛生管理者その他労働安全衛生に関する資格の取得を職員に命ずることができる。

第2 前項の資格取得については、作業責任者に関する要項第5項第2号の規定に準じて取り扱うものとする。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。